

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		
………… (その内訳を記載)		
…………		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るものの額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当		19

するものに関連するものの額			
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
………… (その内訳を記載)			
…………			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
………… (その内訳を記載)			

.....			
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)			44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			47+49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額			50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			59
リスク・アセット (5)			

経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)			60
自己資本比率			
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額			76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			85

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示 (銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成十八年金融庁告示第十九号) をいう。以下同じ。) において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号 (パーゼル銀行監督委員会により平成二十四年

六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。)を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービスング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービスング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加

の上、その内訳を記載すること。

- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		
…………… (その内訳を記載)		
……………		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
退職給付に係る資産の額		15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当		19

するものに関連するものの額			
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額			34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40

経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			48-49
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額			
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額			
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額			50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			

.....			
Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))	(ヌ)		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)		59
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
リスク・アセットの額の合計額	(ヲ)		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額			76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			85

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示 (銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行が

その保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るもの

限る。)に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。
- d 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- e 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- c 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- d 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- e 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第二条各号又は持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。